

第 1 2 部

放射線治療

(項目の新設)

甲状腺機能亢進症、甲状腺分  
化癌に対する I<sup>131</sup> 内用療法の  
評価

(注の追加)

(新設)

放射性同位元素内用療法管理料

イ 甲状腺癌に対するもの 500点

ロ 甲状腺機能亢進症に対するもの 250点

注 甲状腺疾患(甲状腺癌及び甲状腺機能亢進症)を有する患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

(新設)

注 直線加速器による定位放射線治療のうち、患者の体幹部に対して行われるものについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。